

令和5年（2023年）3月17日

新入生とその保護者等の方へ

北海道浦河高等学校長 齊藤 雄大

授業料の納付及び高等学校等就学支援金受給資格認定申請のお知らせ

授業料については、北海道道立学校条例に基づき納付していただくこととなっており、年額で定められた金額を12期に分け、毎月定められた日に指定された口座から引落としにより納付していただきます。

ただし、高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けた方は、就学支援金と授業料が相殺されることから、授業料を納付する必要はありません。

就学支援金の受給資格の認定を受けるためには、就学支援金受給資格の認定申請が必要ですので、別紙リーフレット「高等学校等就学支援金制度」の「4. 申請方法」を参照し、就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、令和5年（2023年）4月10日（入学式の日）までに申請するか、令和5年（2023年）3月29日（新入生オリエンテーションの日）までに必要書類を提出願います。必要書類は本校ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は事務室まで連絡してください。

なお、申請をしない場合においても、システムにより、令和5年（2023年）4月10日（入学式の日）までに申請しない意向を登録するか、令和5年（2023年）3月29日（新入生オリエンテーションの日）までに必要な書類を提出願います。

令和5年（2023年）3月21日（火）18:00～令和5年3月23日（木）22:00（予定）はメンテナンスのため、システムでの手続きができませんのでご注意ください。

記

- 1 授業料の納付の対象となる方
高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けない方
- 2 授業料の額
年額 118,800円
- 3 毎月の納付額及び納付期限（口座振替日）

期数（月分）	納付期限（口座振替日）	金額（円）	摘要
令和5年度第1期分（4月分）	令和5年4月25日	9,900	
令和5年度第2期分（5月分）	令和5年5月15日	9,900	
令和5年度第3期分（6月分）	令和5年6月15日	9,900	
令和5年度第4期分（7月分）	令和5年7月18日	9,900	
令和5年度第5期分（8月分）	令和5年8月15日	9,900	
令和5年度第6期分（9月分）	令和5年9月15日	9,900	
令和5年度第7期分（10月分）	令和5年10月16日	9,900	
令和5年度第8期分（11月分）	令和5年11月15日	9,900	
令和5年度第9期分（12月分）	令和5年12月15日	9,900	
令和5年度第10期分（1月分）	令和6年1月15日	9,900	
令和5年度第11期分（2月分）	令和6年2月26日	19,800	11、12期分を引き落とし
令和5年度第12期分（3月分）			
合計（授業料の年額）		118,800	

- 4 高等学校等就学支援金の対象とならない方への支援
次に該当する場合には、授業料を免除する制度があります。
また、就学支援金制度のうち、家計急変支援制度に該当する場合がありますので、免除基準や手続きなど詳細については、事務室までお問い合わせください。
(1) 保護者等の算定基準額が30万4,200円以上となる方で、失業、倒産、その他の理由により、前年よりも収入が激減し、授業料の納付が困難な場合
(2) 高校等の在学期間が、全日制は36月、定時制及び通信制は48月を超えている方で、経済的な理由により授業料の納入が困難な場合

- 5 高等学校等就学支援金の支給対象となる方
別紙リーフレット「高等学校等就学支援金制度」の「1. 制度の概要」のとおり
- 6 留意事項
- (1) 期日までに就学支援金の申請をした方については、4月分以降の授業料の口座振替は行いません。
 - (2) 審査の結果、認定とならなかった場合は、4月分からの授業料を納付していただきます。
 - (3) 審査の結果については、6月頃文書でお知らせする予定です。
 - (4) 受給資格の認定を受けた方は、毎年7月頃に市町村における所得情報が更新されるため、改めて収入状況の届出が必要です。
手続きの詳細については別途6月頃に連絡します。
 - (5) パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、書類による申請や学校のパソコンから代行申請を行うことも可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
 - (6) 申請に当たり、個人番号を提供しない場合には、課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除額が確認できる書類でも申請が可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
 - (7) その他不明な点がある場合や、期日までに申請・提出ができない場合は、事務担当者（TEL0146-22-3041）までご連絡ください。
- 7 送付資料
- (1) リーフレット（高等学校等就学支援金制度）
 - (2) 申請書類区分判定フローチャート（別紙1）、申請書類一覧（別紙2）、リーフレット（これから就学支援金を申請する方々へ）
 - (3) e-Shien申請者向け利用マニュアル（暫定版）、リーフレット（高等学校等就学支援金 家計急変支援制度について）
 - (4) ログインID通知書

ログインID通知書以外の送付資料の内容は、本校ホームページにも掲載しています。

【URL】<http://www.urakawa.hokkaido-c.ed.jp/>

